

## ◆感染症発生時に保健所にご報告いただくめやす

### 1 インフルエンザ

- (1) インフルエンザによる死亡者が発生した場合
- (2) インフルエンザによる入院患者が7日間に2名以上発生した場合
- (3) インフルエンザと診断された方又はインフルエンザ様症状\*の方が7日間に10名以上（小規模施設においては全利用者の半数以上）発生した場合
- (4) 上記に該当しない場合であっても、インフルエンザの集団発生が疑われ、患者数が急増しており、施設長が報告を必要と認めた場合

\*インフルエンザ様症状：38℃以上の発熱と急性呼吸器症状（咳・咽頭痛・鼻汁など）がある。

### 2 感染性胃腸炎

- (1) 感染性胃腸炎による死亡者が発生した場合
- (2) 感染性胃腸炎による入院患者が7日間に2名以上発生した場合
- (3) 感染性胃腸炎と診断された方又は下痢・嘔吐等症状のある\*方が7日間に10名以上（小規模施設においては全利用者の半数以上）発生した場合
- (4) 上記に該当しない場合であっても、感染性胃腸炎の集団発生が疑われ、患者数が急増しており、施設長が報告を必要と認めた場合

### 3 新型コロナウイルス感染症

- (1) 園児・児童・生徒・職員等が新型コロナウイルス感染症と診断され、感染可能期間（発症2日前から診断日まで）に登園、登校、出勤された場合
- (2) 社会福祉施設や医療機関の利用者、患者、職員等が新型コロナウイルス感染症と診断され、感染可能期間（発症2日前から診断日まで）に利用、出勤された場合

### 4 その他の感染症

上記以外の感染症については、基本情報の様式のみお送りいただき、保健所にお問い合わせください。